

# 自己評価報告書



平成31年3月

静岡大学

イノベーション社会連携推進機構



# 目 次

I	イノベーション社会連携推進機構の現況及び特徴.....	4
II	目的.....	5
III	基準ごとの自己評価	
基準1	組織の目的.....	6
基準2	組織構成.....	8
基準3	教員及び支援者等.....	11
基準4	活動の状況と成果.....	14
基準5	施設・設備.....	25
基準6	内部質保証システム.....	26
基準7	管理運営.....	28
基準8	情報等の公開.....	31
基準9	地域貢献活動の状況 .....	33
基準10	国際化の状況.....	35

# I イノベーション社会連携推進機構の現況と特徴

## 1 現況(H31.3 現在)

### (1)実施組織名

イノベーション社会連携推進機構

### (2)所在地

静岡県浜松市中区城北3-5-1

### (3)イノベーション社会連携推進機構の構成

産学連携推進部門および知的財産管理室、産学連携広報室

### (4)教員数(平成31年3月31日)

2人

## 2 特徴

イノベーション社会連携推進機構(以下、機構とする)は、静岡大学の産学官連携の推進および地域社会の科学技術の発展と産業の振興に寄与するという産学連携の推進、ならびに国立大学の類型化に伴い、地域社会への貢献を目的とした組織である。

もとより前身のイノベーション共同研究センターの設置目的が地域社会の科学技術の発展と産業の振興に寄与するとともに、大学における教育研究活動の活力付与と相互発展であることを踏まえ、静岡大学における産学官連携の中核拠点として、地域社会への貢献及び地域企業との共同研究や学術交流を継続して行ってきたところであるが、地域社会への知の貢献、地域社会における課題解決などの観点からの貢献推進するために、組織改組を進め、各部門の特徴を活かした事業を展開し、部門長の運営権を確立して自由な発想と新たな展開が実施可能となるよう位置付けた。これにより部門長、機構専任教員は機構運営並びに部門運営とともに企業等とのコーディネート、地域との学術交流など全学の産学官連携活動を推進することを可能とするべく部門名称の変更などを伴い、1部門(産学連携推進部門)および2室体制(知的財産管理室、産学連携広報室)となり、現在に至る。図1に現在のイノベーション社会連携推進機構組織図を示す。



図1 イノベーション社会連携推進機構の組織体制

(2019年3月現在)

次に各部門の人員配置並びを示す。イノベーション社会連携推進機構は産学官連携に関わる戦略を全学的、かつ、一体的な観点から確立し、静岡大学の教育研究成果を社会に積極的に還元し社会連携を推進するとともに、地域および静岡大学の持続的な発展に資することを目指している。

イノベーション社会連携推進機構の活動拠点は、学内の設置趣旨に加え静岡及び浜松の2キャンパスを取り巻く立地条件及び地域産業との関わり、地域の特性を活かして、産学連携の総合窓口としての機構を浜松キャンパスに、静岡オフィスは静岡キャンパスに設置して静岡県西部から中部・東部地域に密着した産学連携活動を行っており、以下に示す体制で活動を推進している。

### 【現在の組織体制】

#### イノベーション社会連携推進機構

- ①機構長 1名 理事(研究、社会・産学連携担当が兼任)
- ②副機構長 1名 他部局教員が兼任
- ③専任教員 2名 准教授2名
- ④特任教員(コーディネータ) 10名
- ⑤非常勤講師(コーディネータ) 5名
- ⑥特任職員 5名
- ⑦パート事務職員 3名
- ⑧派遣事務スタッフ 4名

#### 産学連携支援課

- ①産学連携支援課長 1名
- ②副課長 1名
- ③専門員 1名
- ④係長 2名
- ⑤専門職員 1名(兼務)
- ⑥係員 1名

## ⑦特任職員(光創起イノベーション研究拠点担当) 3

## II 目的

静岡大学イノベーション社会連携推進機構は、学校教育法第八十三条における大学の目的である「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」に求められる大学の使命に適合すべく静岡大学の産学官連携の推進および地域社会の科学技術の発展と産業の振興に寄与するという産学連携の推進、ならびに国立大学の類型化に伴い、地域社会への貢献を目的とするため、その前身であるイノベーション共同研究センターの設置目的であった『地域社会の科学技術の発展と産業の振興に寄与するとともに、大学における教育研究活動にも活力を与え、相互に発展するために、民間企業と大学との共同研究及び学術交流を推進する。』を継承し、イノベーション社会連携推進機構において以下のように目的を定めて大学の使命の具現化に努め、地域と社会の要請に応え、大学で創出される研究成果をイノベーションの創造を通して地域や社会に還元すべく努力する。

イノベーション社会連携推進機構 第2条(抜粋)

「機構は、静岡大学(以下「本学」という。)における産学連携と地域連携に関わる戦略を全学的、かつ、一体的な観点から確立し、本学の教育研究成果を社会に積極的に還元し社会連携を推進することにより、地域等及び本学の発展に資することを目的とする。」

現在の部門及び室における業務内容は前述の目的に沿うべく以下のように定めているので、ここに示す。

産学連携推進部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域社会における産学連携のニーズの把握に関すること。
- (2) 企業、行政機関、他大学等との連携による共同研究の推進に関すること。
- (3) 本学の知的財産戦略の策定及び推進に関すること。
- (4) 研究成果の事業化及び実用化に向けた支援施策の推進に関すること。
- (5) 大学発ベンチャーの起業及び育成支援事業の推進に関すること。
- (6) 起業家教育の実践に関すること。
- (7) 技術移転活動の促進に関すること。
- (8) 産学連携人材の育成及び確保に関すること。
- (9) 大学技術国際標準化に関する調査及び規格化の推進に関すること。

知的財産管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の知的財産(研究成果物及び著作物等を含む。)の保護及び管理に関すること。
- (2) 学内特許データベースの構築及び管理に関すること。
- (3) 知的財産関連契約の支援に関すること。

産学連携広報室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 社会連携活動に関する学内外への理解増進活動に関すること。
- (2) 機構が実施する事業の広報に関すること。

以上、掲げた業務を通してイノベーション社会連携推進機構は、地域社会の科学技術の発展と産業の振興に寄与するとともに、大学における教育研究活動の活力付与と相互発展を推進すべく、静岡大学における産学官連携の中核拠点として、地域社会への貢献及び地域企業との共同研究や学術交流を継続して行ってきた。その上で産学官連携に関わる戦略を全学的、かつ、一体的な観点から確立し、静岡大学の教育研究成果を社会に積極的に還元した社会連携の推進とともに、静岡大学の地域へのより密接な連携と推進を目指すものである。

### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 【基準1】 組織の目的

[1-1]目的(使命、活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等)が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

##### (1) 観点ごとの分析

観点1-1-① 組織の目的(使命、活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等)が明確に定められ、また、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

#### 【観点到係る状況】

活動を行うにあたっての基本的な方針は、「地域社会の科学技術の発展と産業の振興に寄与するとともに、大学における教育研究活動にも活力を与え、相互に発展するために、民間企業と大学との共同研究及び学術交流を推進する」である。また静岡大学イノベーション社会連携推進機構 規則第2条において

「第2条 機構は、静岡大学(以下「本学」という。)における産学連携と地域連携に関わる戦略を全学的、かつ、一体的な観点から確立し、本学の教育研究成果を社会に積極的に還元し社会連携を推進することにより、地域等及び本学の発展に資することを目的とする。」

と規定され、部門の業務及び達成しようとする成果についても次に示す通り、同規則4条以下に規定されており、組織の目的は明確に定められている。

産学連携推進部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域社会における産学連携のニーズの把握に関すること。
- (2) 企業、行政機関、他大学等との連携による共同研究の推進に関すること。
- (3) 本学の知的財産戦略の策定及び推進に関すること。
- (4) 研究成果の事業化及び実用化に向けた支援施策の推進に関すること。
- (5) 大学発ベンチャーの起業及び育成支援事業の推進に関すること。
- (6) 起業家教育の実践に関すること。
- (7) 技術移転活動の促進に関すること。
- (8) 産学連携人材の育成及び確保に関すること。
- (9) 大学技術国際標準化に関する調査及び規格化の推進に関すること。

知的財産管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の知的財産(研究成果物及び著作物等を含む。)の保護及び管理に関すること。
- (2) 学内特許データベースの構築及び管理に関すること。
- (3) 知的財産関連契約の支援に関すること。

産学連携広報室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 社会連携活動に関する学内外への理解増進活動に関すること。
- (2) 機構が実施する事業の広報に関すること。

#### 【分析結果とその根拠理由】

機構には1部門、2室を置いているが、産学連携推進部門は上述、規則に定められた地域社会における産学連携のニーズの把握に関すること、企業、行政機関、他大学等との連携による共同研究の推進に関すること、本学の知的財産戦略の策定及び推進に関すること、研究成果の事業化及び実用化に向けた支援施策の推進に関すること、大学発ベンチャーの起業及び育成支援事業の推進に関すること、起業家教育の実践に関すること、技術移転活動の促進

に関すること、産学連携人材の育成及び確保に関すること、大学技術国際標準化に関する調査及び規格化の推進に関すること、を主たる業務としている。

知的財産管理室では本学の知的財産(研究成果物及び著作物等を含む。)の保護及び管理に関すること、を主たる業務としている。

産学連携広報室は、学内特許データベースの構築及び管理に関すること、知的財産関連契約の支援に関すること、を主たる業務としており、これら1部門、2室の基本的な事業方針や事業目的等は機構規則において明確に定められ、機構教職員が周知のところである。また、基本的な成果は本学の年度計画として設定され全学委員会等において合意されており、併せて本機構における年度の事業計画・目標として設定されており、大学一般に大学一般に求められる目的に適合するものとなっている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

過去5年間に静岡大学において地域社会との教育連携の中核的役割を担い、地域志向を持った人材を育成するとともに、教育研究を通じて地域社会が抱える課題解決に寄与することにより、地域社会の発展に貢献することを目的として設立した「地域創造教育センター」の設立に伴い、地域創造教育センター内に地域連携室、地域創造学環部門を新設すると共に、イノベーション社会連携推進機構・地域連携生涯学習部門を地域創造教育センター・地域人材育成・プロジェクト部門として改組したが、その後、イノベーション社会連携推進機構の部門名称の変更などを伴い、1部門(産学連携推進部門)および2室体制(知的財産管理室、産学連携広報室)となり、現在に至っており、組織の目的に見合った常に最適な体制を整備してきた。以下に組織変遷概要を示すが、概ね組織の目的に見合った変更と改善がなされてきた状況である。

### ◆2部門、2室体制へ(2013年 10月)

産学連携推進部門、地域連携生涯学習部門、知的財産管理室  
社会連携相談室

### ◆1部門、2室体制へ(2017年 10月)

産学連携推進部門、知的財産管理室、社会連携相談室

### ◆名称変更(2018年 4月)

産学連携推進部門、知的財産管理室、産学連携広報室

## 【基準2】 組織構成

### (1) 観点ごとの分析

基準 [2-1] 基本的な組織構成が、目的に照らして適切なものであること。

観点 2-1-① 組織の目的を達成する上で、実施体制が適切に整備され、機能しているか。また、組織における責任の所在が明確にされた組織編制がなされているか。



図2 イノベーション社会連携推進機構の組織体制（2019年3月現在）

#### 【観点到係る状況】

イノベーション社会連携推進機構は静岡大学の産学官連携の推進および地域社会の科学技術の発展と産業の振興を推進することを目的とした組織である。特に近年、静岡大学に求められる使命としての産業振興による地域貢献と地域のエコシステム形成による地方創生に資するべく、組織体制の発展と見直しを行ってきており、現在では産学連携推進部門、知的財産管理室および産学連携広報室の1部門、2室から構成されており、適切な組織構成がなされている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

図2にイノベーション社会連携推進機構の組織体制を再掲するが、産学官連携の推進および地域社会の科学技術の発展と産業の振興に寄与するという静岡大学に求められる使命に資するべく、組織体制の発展と見直しを行ってきており、現在では産学連携推進部門、知的財産管理室および産学連携広報室の1部門、2室から構成されているが、産学連携の推進、地域社会への貢献を目的とした社会動向や地域からの要請に立脚した組織の見直しによるものであり、より地域に立脚した産業振興による地域貢献と地域のエコシステム形成による地方創生を推進するための体制がなされていると判断される。

観点 2-1-② 組織の構成が、組織の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### 【観点到係る状況】

本学の産学官連携活動の窓口の役割をなす浜松キャンパスに専任教員2名（人件費枠は4名）及び特任教員として産学官連携コーディネータ8名を配置して本学産学官連携の中核拠点としての役割を担うとともに、静岡キャンパスにおける産学官連携活動の基盤強化及び充実を図っていくために、静岡分室を設置し、特任教員としてコーディネータ2名を配置している。また、静岡分室の事務的支援要員として派遣職員2名を配置し、特任教員との連携により産学官連携活動に



おける他部局との連携体制が整備されており、組織構成が、組織の目的を達成する上で適切なものとなっている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

イノベーション社会連携推進機構の活動拠点は、静岡及び浜松の2キャンパスを取り巻く立地条件及び地域産業との関わり、地域の特性を活かして、産学連携の総合窓口として浜松キャンパスにイノベーション社会連携推進機構本部を設置し、静岡オフィスは静岡キャンパスに設置することで、静岡県西部から中部・東部地域に密着した地域貢献と地域のエコシステム形成による地方創生を推進するための産学連携活動を行うことを可能としており、組織の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断される。

観点2-2-② 活動に関する施策等を審議する委員会等が、活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、その他の活動に係る事項を検討する委員会等が適切に構成され、必要な活動を行っているか。

#### 【観点に係る状況】

イノベーション社会連携推進機構の重要事項、機構の事業計画等に係る審議機関として社会連携機構会議を設置し、また、実質的な事業の企画・立案・実施に係る審議機関として運営会議を必要に応じて開催している。なお社会連携機構会議は機構長、理事(教育・附属学校園担当)、理事(研究・社会産学連携担当)、副機構長、部門長、室長、機構を主担当とする教員、各学部から選出された教員 各1人、学術情報部長、その他機構長が必要と認める者を委員として組織しており、運営会議については機構長、副機構長、機構を主担当とする教員、地域創造教育センター地域連携室長、学術情報部長、産学連携支援課長、その他機構長が必要と認める者を委員として組織しており、活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、その他の活動に係る事項を検討する運営会議が適切に構成され、必要な活動を行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

重要事項の審議においては理事(研究・社会産学連携担当)らにより構成される社会連携機構会議において、また機構の活動・運営等に関しては、機構長、副機構長、機構を主担当とする教員らから構成される運営会議でそれぞれ審議されている。また、機構の部門長・コーディネータより構成されるコーディネータ会議、知的財産管理室での内部会議は月2回程度開催し、業務運営に係る実質的審議を行っている。さらに機構の使命である、より地域に立脚した産業振興による地域貢献と地域のエコシステム形成による地方創生を推進することを目的として、研究シーズ発表や研究成果発表を行い、これら実施事業の検証に基づく問題点や改善点は産学連携推進部門長に集約されコーディネータ会議など組織体制の整備の下、早期の改善提案・実施が行われており、年間の活動方針や事業計画、あるいは学内外から寄せられた意見や提案等に対して早期に実現・対応できるよう、社会連携機構会議、運営会議を通じて実質的な検討ができる場を設けており、活動に係る重要事項の審議、その他の活動に係る事項の検討が適切に構成され、必要な活動を行っているものといえる。

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

##### 【優れた点】

平成16年度の国立大学法人化以降、本学の研究成果による大学発ベンチャー企業や製品も生み出され社会実装されてきている。イノベーション社会連携推進機構では、本学の産学官連携活動の中核拠点として共同研究、受託研究、受託事業等の契約金額・契約件数等の毎年度の増加に加え企業等からの技術相談、学術・技術指導やコーディネートによる製品の開発・改良等に貢献したが、これらは機構の組織構成の整備に依るところが大きい。また、静岡オフィスを設置し静岡キャンパスにおける共同研究や受託研究の契約額の増額等、産学官連携活動を進展させた。更に、学内ニーズにより研究施設の有効活用として大型プロジェクト研究担当教員や大学発ベンチャー企業をインキュベートする施設の優先的利用等の優遇措置等を行ってきており、産学連携活動の地域における拠点としての活動が推進されてきた。

**【改善を要する点】**

静岡キャンパスにおける産学官連携活動を行うための組織構成は静岡キャンパスの教員比に対して非常に少ない。産学連携活動の更なる進展を図るには専用の活動拠点の確保に加え専門スタッフの充実を他の学内共同施設との連携をとりながら進めていく必要がある。

### 基準3 教員及び支援者等

#### (1) 観点ごとの分析

[3-1] 必要な教員が適切に配置されていること。

観点 3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

#### 【観点到係る状況】

産学連携に特化した専任教員が産学連携推進部門および知的財産管理室、産学連携広報室をサポートする形で配置されており、それらを補強するための特任教員が任用されている。またそれらの責任は機構長に帰することが明確になされている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

図2 イノベーション社会連携推進機構の組織体制に示すように機構長の責任の下、各部門長、室長がそれぞれの所轄部門、室を適切に運営しており、専任教員がそれらをサポートするべく配置されており、機構の使命である、より地域に立脚した産業振興による地域貢献と地域のエコシステム形成による地方創生を推進するための活動を行うための責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断される。

観点 3-1-② 活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

#### 【観点到係る状況】

現状では浜松キャンパスに専任教員2名が配置されているに留まり、共同研究や技術相談などの産学連携推進、大学発ベンチャーの支援、知的財産関連契約や保護、それらに関するイベント出展業務や研究教育活動など、産学連携活動が活発になるについて多岐に渡る活動が業務として拡大されつつあり、特任教員の任用により業務サポートを進めているが、十分確保されているとはいえない状況である。

#### 【分析結果とその根拠理由】

上で述べた組織の業務拡大に加えて、現状では静岡オフィスには専任教員が配置されておらず、地域に立脚した産業振興による地域貢献と地域のエコシステム形成による地方創生を推進するための活動を展開するためには十分に確保されているとはいえない状況である。

観点 3-1-③

組織の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

#### 【観点到係る状況】

教員組織の活動は機構専任教員の業務において、教育・研究のみならず産学連携並びに広義の社会連携・地域連携に関わる活動が重要である。そのため産業界、地域金融機関から特任教員をコーディネータとして配置するなど、機構の目的に見合った措置として産学連携活動といった教員組織の活動を活性化するための措置が講じられている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準第7条3「大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。」に対して機構教員組織は専任教員が男性教員1名、女性教員1名であり、年齢、性別ともにバランス良く配置されている。また静岡大学では出産・子育てに対する支援などは男女共同参画推進室による様々な支援事業があり、教員組織の活性化に繋がるサポートがなされている。

なお外国人教員については地域産業との連携を模索するうえで、日本語による意思疎通が重要となるため、配置が困難な状況である。

産学連携にかかる活動や講演会などの行事は平日だけでなく土曜日曜、大学休暇中にも行われる事があり、心身のリフレッシュをはかるための制度導入が検討されるべきである。機構長以下、併任の副機構長、運営委員ならびに機構事業の企画・実施・運営に協力する教員については、評価とそれに基づく処遇がされておらず、今後の対応が望まれる。

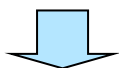
[3-2] 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。また、教員の活動に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。

観点 3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、それぞれの専門的役割に応じた能力の評価が行われているか。

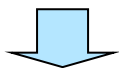
#### 【観点に係る状況】

教員組織の活動は機構専任教員の業務において、教育・研究のみならず産学連携並びに広義の社会連携・地域連携に関わる活動が重要であるが、それを活性化するためにはそうした活動を評価する指標・体制づくりが欠かせない。専任教員の配置に関しては、とりわけ企業等と大学とのマッチング事業の対応能力及び産学官連携プロジェクト研究のコーディネート等のスキルが求められている。また、教員の選考は「静岡大学教員資格審査基準」に基づき、静岡大学イノベーション社会連携推進機構専任教員選考細則により実施しており、選考手順は次のとおりである。

全学人事管理委員会開催による教員選考委員会の設置(専任教員選考会議細則第2条)



融合・グローバル領域教員選考委員会の設置・候補者の選考( 同上 )



選考結果に基づきイノベーション社会連携推進機構専任教員選考委員会委員会での審議

#### 【分析結果とその根拠理由】

機構専任教員の選考にあつては、静岡大学教員資格審査基準に基づき、静岡大学イノベーション社会連携推進機構を主担当とする教員の選考に関する細則により、教員選考委員会を設置することで選考方針を定め厳正な選考を行っている。それぞれの専門的役割に応じた能力の評価が適切になされていると判断される。

観点 3-2-② 教員の活動に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

#### 【観点に係る状況】

平成20年度から「教員の個人評価に関する実施要項」に基づき、実施している。また、任期付き教員に対しては任期更新時期に合わせ業績評価を行い、結果に基づき再任審議を行っており改善事項に関しては被評価者からの改善提案等を基に評価を行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

全学的に実施された平成19年度教員の個人評価の試行により、評価基準や評価項目について見直しを行い平成20年度から本格実施が行われている。また、機構の任期付き教員に対しては平成18年4月から任期更新時期に合わせ業績評価を行い、結果に基づき再任審議を行っており、改善事項に関しては被評価者からの改善提案計画を基に評価を行っ

ており、教員の活動に関する評価が継続的に行われていると判断される。

(2) 優れた点及び改善を要する点

**【優れた点】**

教員活動に関する評価は半期ごとに継続的に実施され、把握された事項に対して適切な取り組みがなされている。

**【改善を要する点】**

評価基準や評価項目等、機構特有の業務としての評価基準を評価項目に追加して今後キメの細かい評価ができるように見直す必要がある。しかし、従前の評価は主に教育・研究業績、社会・国際連携、管理運営に対応したもので、産学連携にかかる学内外のネットワークを構築してのコーディネート・イベント開催や知的財産の管理運営といった機構業務・活動を適切に評価する指標が確立しているとは言い難いのが、現状である。今後、適切な評価とそれに基づく処遇については検討を要する。

#### 【基準4】活動の状況と成果

[4-1]目的・基本の方針に照らして、学内共同教育研究施設等としての活動が活発に行われ、成果が上がっていること。

##### (1)観点ごとの分析

観点4-1-① 活動の実施状況から判断して、活動が活発に行われているか。

#### 【観点到に係る状況】

イノベーション社会連携推進機構は1部門、2室が設置され、各部門・室に掲げられた目的・目標を基に部門の特長と独自の発想を基に発展的に業務を達成するべく活動をしており、以下に活動状況を示す。

##### (1)全体事業

共同研究・受託研究、受託業務の促進や大学発ベンチャーの創出・育成・経営支援並びに学術・技術指導、技術相談を展開し、更なる発展的業務として新製品・新ブランドの創出、人材育成を行っている。こうした産学連携活動は産業振興による地域貢献と地域のエコシステム形成による地方創生へと貢献してきた。

更に機構所属の客員教授との密接な連携の下、企業ニーズ調査、シーズニーズのマッチングの実施と共に、知的財産コーディネータとの連携による知的財産の創出・管理・活用にも力を入れており、これらの活動は本学の産学官連携活動の中核拠点として共同研究、受託研究、受託事業等の契約金額・契約件数等の毎年度の増加に加え企業等からの技術相談やコーディネートによる製品の開発・改良等に貢献したが、これらは本機構の組織構成の整備に依るところが大きい。また、静岡オフィスを設置して静岡キャンパスにおける共同研究や受託研究の契約額の増額等、産学官連携活動を進展させた。

機構が大学外部に向けた産学連携にかかる窓口となるため「生物の多様性に関する条約」を受けて公布された「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(ABS指針)」(平成29年環境省等6省による告示)に対応するため、研究戦略室での議論を踏まえ、「海外からの遺伝資源取得等に関するガイドライン」等が定められた。これを受けて、機構にABS指針マネジメント相談窓口が設置されることとなり、担当する教員の公募を行った。

産学連携推進部門を中心に産学連携の戦略立案、事業の企画・実施を行っており、主な活動内容は国の施策に基づく事業の受託、地域連携、国際連携、人材育成等が挙げられ、静岡大学の産学連携活動の促進発展が新産業・新事業の創出とグローバルな展開も視野に入れた地方創生に資するイノベーション・エコシステムを形成することで、さらなる産業振興による地域貢献に繋がるものを示すものである。以下に現在に続く具体的な全体事業とその活動成果を示す。

#### 【採択事業】

##### ◆「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」

(事業期間 2016-2020、文部科学省)

静岡大学および浜松市が「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」に共同申請し、全国4拠点の内の1つとして「光の先端都市『浜松』が創成するメディカルフォトニクスの新技術」が採択された。このプログラムは、光の最先端研究を追求する“光の先端都市 HAMAMATSU”実現を目指し静岡大学、浜松医科大学、光産業創成大学院大学、浜松ホトニクス(株)が調印した「浜松光宣言 2013」の下、光創起イノベーション研究拠点を核として進めていく取り組みである。顕微鏡手術のようなマイクロ手術が可能な低侵襲立体内視鏡開発や高性能なイメージセンサを用いた周辺機器に係るプロジェクトを推進し、光の先端都市である浜松市において、地域企業との連携を進め、持続的・連鎖的な光技術の具現化を推進する。

##### ◆「革新的イノベーション創出プログラム(COISTREAM)」

(事業期間 2014-2023年度、国立研究開発法人科学技術振興機構)

浜松ホトニクス(株)、浜松医科大学、光産業創成大学院大学及び本学による4機関の提案として既存分野・組織

の壁を取り払い、企業だけでは実現できない革新的なイノベーションを産学連携で実現するためのプログラム「革新的イノベーション創出プログラム(COISTREAM)」が採択された。本事業は脳科学・光技術・情報通信技術を駆使して、感性(感情・知覚など)の可視化、人と人、人とモノを感性で繋ぐ BrainEmotion Interface(BEI)の開発を行い、感性情報を活用して、衣・食・住・車・教育・医療など多様な分野で新価値の創出を目指すものである。本事業の採択により「光創起イノベーション研究拠点」(電子工学研究所所属)が建設され、2015年1月に竣工。本拠点は、浜松医科大学、光産業創成大学院大学、浜松ホトニクス株式会社、本学の4者で申請し採択されたものであり4者での共同運営になっている。図3に光創起イノベーション研究拠点の概要を示す。



図3 光創起イノベーション研究拠点の概要

#### 【地域連携】

産学連携業務、特にベンチャー及び中小企業の支援・育成、中小企業等に役立つ情報交換の連携強化並びに研究成果の社会活用、人材育成の推進等を目的として、地域自治体や企業との包括協定を通して地域連携を推進している。直近、10年での主な包括協定として株式会社エフ・シー・シー(2009年)、浜松ホトニクス株式会社(2014年)、中部電力株式会社(2014年)などとの協定締結があり、2009年度以前からも企業、金融機関、地域自治体、国内外大学などとの協定締結を進め、様々な形での地域連携を推進している。さらに地域貢献と地域創生を推進する立場より長期的人材育成の推進活動も行っている。

#### ◆「長期的人材育成の推進(Top Gun 教育システム)」

(事業期間 2009～現在に至る、事業機関:静岡大学、浜松医科大学、光産創大、静岡県、浜松市、浜松商工会議所、浜松市教育委員会、浜松科学館、浜松いわた信用金庫など)

本事業は義務教育段階から理数才能教育を展開することによって、世界で活躍できる理数系才能が浜松から輩出することを目指して、地域の産学官の連携の下、長期的人材育成事業(トップガン教育システム)を開始した。次代を担う突出した理数系人材の育成と教育システムの確立を推進する事で、中長期的な地域貢献と地域創生を推進するものである。図4に長期的人材育成推進事業の概要を示す。

# 長期的人材育成の推進(地域中核産学官連携拠点事業) 教育システム (Top Gun Education System)

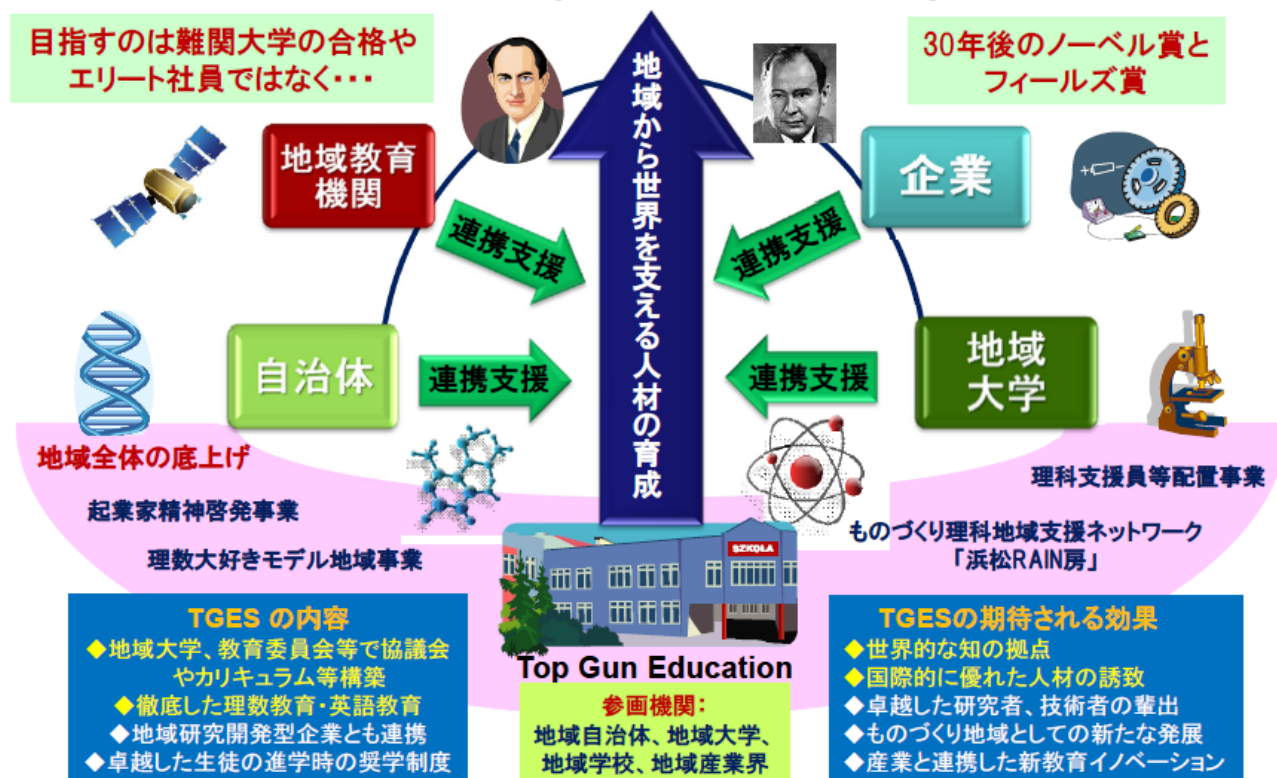


図4 長期的人材育成推進事業の概要

◆「知財インターンシップ」(事業期間 2012-現在に至る、事業機関:静岡大学、静岡県、浜松いわた信用金庫)

知財インターンシップは、「平成24年度戦略的知財マネジメント導入調査事業」により開始され、2015年度からは、地元の浜松信用金庫の支援を受けながら行われている。受講学生数は年々、増加しており2018年度では受講学生数は15名となり、インターンシップや知財に対する学生の意識の高まりがうかがわれる。

インターンシップ受入先企業も大手企業のみならず地域中小企業にも関心を持って頂き、それらの事業分野も多岐に渡ってきており、大学と地域との連携推進の意味でも本事業の意義は大きい。特に学生の受入先企業からは、若者の新鮮でユニークな意見に接することが出来るなど、大変有益であると好評である。今後、受講学生数の増加に伴い、新規の受入企業を開拓することで、地域の中小企業企業に知財分野の活性化・産学連携の推進を図ることでより一層、静岡大学の地域産業界への貢献に繋げていく方向である。

(2) 各部門における産学連携推進活動

● 産学連携推進部門

イノベーション社会連携推進機構が前身のイノベーション共同研究センターとして設立されて以来、技術相談、共同研究の促進が、静岡大学の産学連携を推進する中心的な業務の一つであるが、これからは共同研究の成果としての製品化、事業化、そして静岡大学の技術のブランド化のための支援が重要になってくる。技術移転促進のため技術移転促進のための産学官交流・協働の場(技術交流会、相談会、懇談会)などを実施しているが一例として図5に示すように浜松いわた信用金庫など地域金融機関との連携により共同研究に繋がる技術相談スキームを確立している。



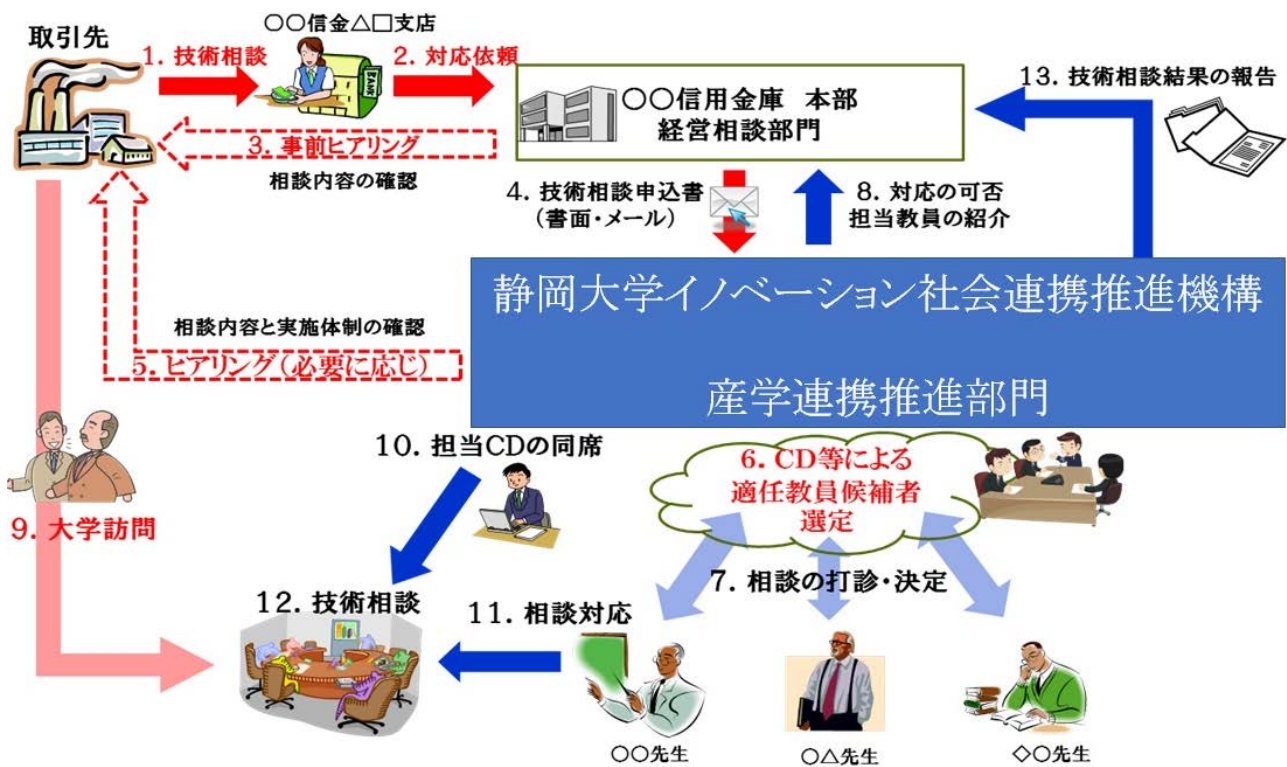


図5 地域金融機関との連携による技術相談スキーム

現在、産学連携推進部門を中心に行われている主な活動内容を以下に示す。

- (1) 地域社会における産学連携のニーズの把握
- (2) 企業、行政機関、他大学等との連携による共同研究の推進
- (3) 本学の知的財産戦略の策定及び推進
- (4) 研究成果の事業化及び実用化に向けた支援施策の推進
- (5) 大学発ベンチャーの起業及び育成支援事業の推進
- (6) 起業家教育の実践
- (7) 技術移転活動の促進
- (8) 産学連携人材の育成及び確保
- (9) 大学技術国際標準化に関する調査及び規格化の推進

JST新技術説明会（年1回程度開催）、など産学官交流会などを毎年開催して、産学官交流・協働の場を設けてきた。表1に機構が担ってきた情報広報事業を、表2に年間の技術相談件数を示す。技術相談の件数は、近年、減少傾向であるが、平成27年度から始まった有料の学術・技術指導制度に移行しており、外部資金獲得に貢献している。表3に学術・技術指導制度の件数を示す。

交流会などの場での技術相談数も増えていることから、目標は十分に達成されている。特に、過年度までは浜松市を中心とした県西部地域での技術相談が大半であったが、近時は、静岡キャンパス学部教員の研究シーズに対応した技術相談、県中東部地域の企業からの技術相談が増加傾向にある。また、このような技術相談の中から生まれた共同研究数もある程度、確保されており、産学連携コーディネータによる技術相談が共同研究の促進に貢献している。

表1 情報広報事業

事業名	実施回数
共同研究希望テーマ説明会、	年1回
オプトロニクス浜松フォーラム	年1回
メディカルイノベーションフォーラム	年1回
研究協力会研究テーマ説明会	年2回
バイオ EXPO	年1回
イノベーション・ジャパン	年1回
ビジネスマッチングフェア	年1回
グローバルイノベーションフォーラム	年1回
JST新技術説明会	年1回

表2 技術相談件数

	2014	2015	2016	2017	2018
技術相談件数	125	101	90	82	45

表3 学術・技術指導件数

	2015	2016	2017	2018
技術相談件数	10	16	8	22

さらに機構は、「組織」対「組織」の本格的な産学連携を推進するため、企業の研究拠点をキャンパス内に設置して学内のリソースにアクセスできる新たな制度として、共同研究講座・部門の制度を提唱し、本学の新たな制度として創設した。

起業支援として、浜松キャンパス内インキュベーション施設（研究室タイプ：9室、オフィスタイプ：5室）はプロジェクトの活性化を図るため、特段の事情が無い限り毎年度入居プロジェクトの審査・入替を実施し、研究プロジェクト段階から事業化への取組を積極的に進めてきた。安易な起業は勧めず、事業化の方針および市場分析を十分に踏まえた起業支援活動を展開し、企業倒産リスクに備えた支援活動を実施している。特に外部資金活用（JST起業検証タイプ・起業挑戦ステージ）による製品化に必要なとされるスペック向上のための研究開発促進、製造委託先・販売委託先企業の模索と折衝を踏まえた上で起業準備に入るよう、経営資源の調達を前提とした起業支援活動を実施している。

#### ● 知的財産管理室

本学は2002年12月に学内措置で知的財産本部を設置し（文部科学省の知的財産本部整備事業の採択前）、前身のイノベーション共同研究センターの一部門としてスタートした。その後、組織体制の変遷とともに2013年10月に知的財産管理室として以下の活動を推進し、静岡大学の産学連携推進に寄与している。

- (1) 本学の知的財産（研究成果物及び著作物等を含む。）の保護及び管理
- (2) 学内特許データベースの構築及び管理
- (3) 知的財産関連契約の支援

#### ● 産学連携広報室

2013年10月の組織改組の際に社会連携相談室が設置され、2018年4月の名称変更により産学連携広報室となった。産学連携広報室ではイノベーション社会連携推進機構の産学連携活動について、機構ウェブサイトを通じて学内や地域企業への情報提供を行い、大学広報室と連携しながら、産学連携を推進するために積極的な広報活動を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

【観点に係る状況】で示した通り、機構の使命である、より地域に立脚した産業振興による地域貢献と地域のエコシステム形成による地方創生を推進するための活動、具体的には共同研究・受託研究の促進や大学発ベンチャーの創出・育成・経営支援並びに学術・技術指導、技術相談さらに共同研究から生み出された知的財産の適切な保護、管理運営などが活発になされていると判断される。

観点 4-1-② 目的に照らして、活動の成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

イノベーション社会連携推進機構の使命である、より地域に立脚した産業振興による地域貢献と地域のエコシステム形成による地方創生を推進するための目的に照らした活動成果を以下に示す。産学連携推進部門では活動の成果として共同研究、新製品・新事業プロジェクトの推進、ニーズ調査、シーズとニーズのマッチング活動が活発に行われてきている。図6および図7にその成果としての共同研究および受託研究の年度推移(2013～2018年度)を示す。

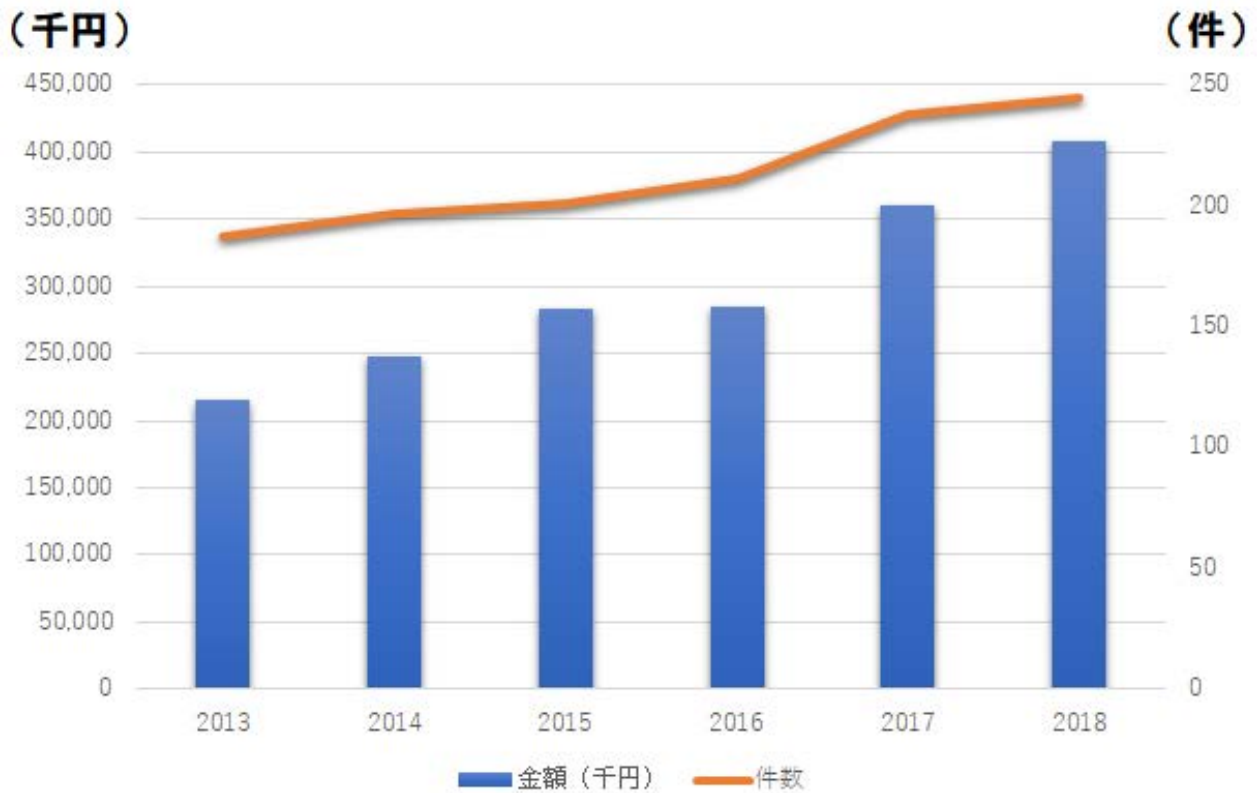


図6. 共同研究の件数および研究費用の年度推移

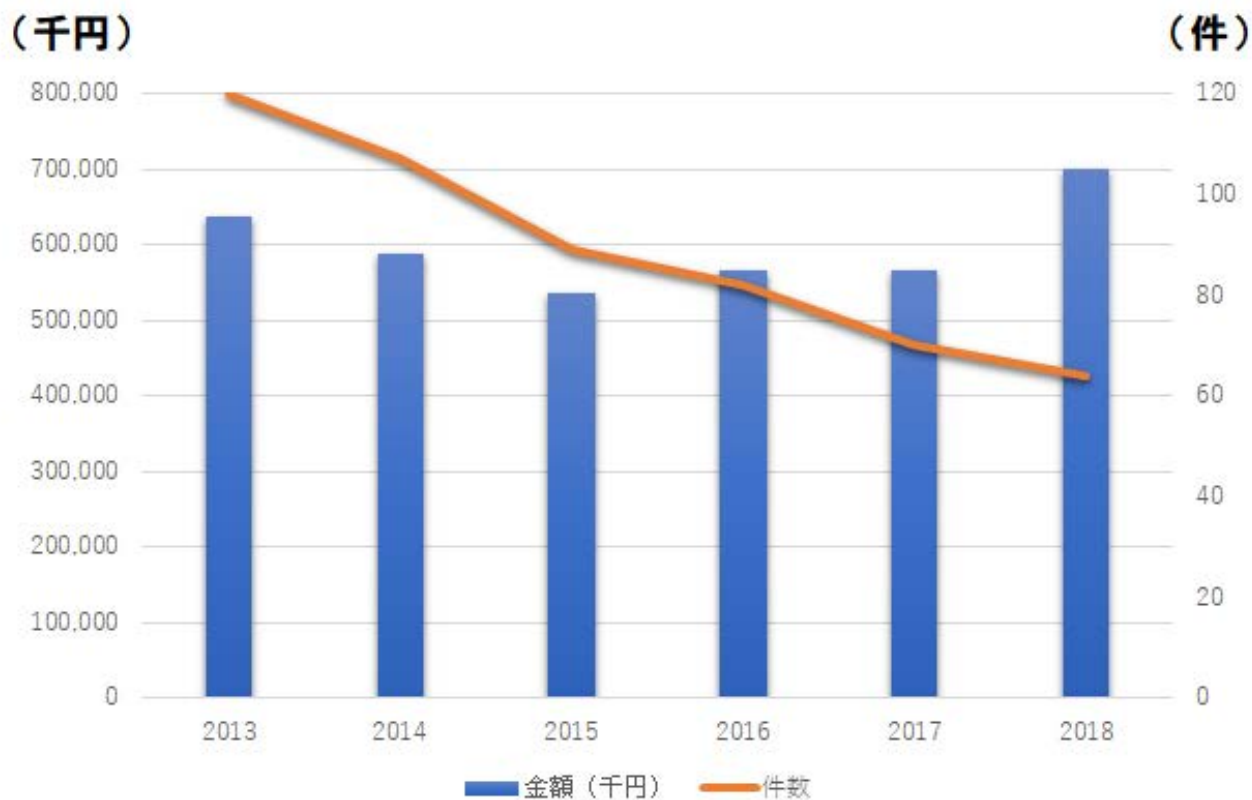


図7. 受託研究の件数および研究費用の年度推移

また現在の産学連携活動において、大学発ベンチャーの創出・育成は大学の技術による社会貢献の一つの形態として共同研究と同等に重要になってきている。本学では2003年にインキュベーション施設を開設するとともにインキュベーション部門を設置し(現在、産学連携推進部門に統合)、大学発ベンチャーの創出・育成の支援を活発に行ってきた。それらの成果として2018年度までに25社のベンチャー企業が設立され、各界において活発に活動している。図8に静岡大学発ベンチャー企業を示す。

# 静岡大学発ベンチャー

# 企業紹介 25 社

2018年9月現在

	<b>アグリエア(株)</b> 代表取締役 <b>宮地 誠</b>		<b>(株)プラズマアプリケーションズ</b> 代表取締役 <b>神藤 正士</b>
	<b>(一社)みんなの認知症情報学会</b> 理事長 <b>竹林 洋一</b>		<b>(株)EU-BS (ユービス)</b> 代表取締役 <b>露無 慎二</b>
	<b>(一社)静岡ビジネスアカデミー</b> 理事長 <b>田中 宏和</b>		<b>(株)Sound Concierge</b> 代表取締役 <b>川上 福司</b>
	<b>ライドマテックステクノロジーズ(株)</b> 代表取締役 <b>木谷 友哉</b>		<b>(株)スプレーアート EXIN</b> 代表取締役 <b>橋口 論</b>
	<b>(株)アーミス</b> 代表取締役 <b>竹内 学</b>		<b>セサミテクノロジー(株)</b> 代表取締役 <b>浅井 秀樹</b>
	<b>(株)パパラボ</b> 代表取締役 <b>加藤 誠</b>		<b>(株)ITSC / 静岡学術出版</b> 代表取締役 <b>八巻 直一</b>
	<b>(株)三浦CAD・CAM研究所</b> 代表取締役 <b>三浦 憲二郎</b>		<b>(株)エクサウィザーズ</b> 代表取締役 <b>春田 真</b>
	<b>(株)プログメイト</b> 代表取締役 <b>椋野 寿章</b>		<b>SAW &amp; SPR-Tech(有)</b> 代表取締役 <b>塩川 祥子</b>
	<b>Exclothes(株)</b> 代表取締役 <b>亀谷 貴史</b>		<b>(株)ブルックマンテクノロジー</b> 代表取締役 <b>青山 聡</b>
	<b>(一社)システムコラボマネジメント</b> 代表取締役 <b>田中 宏和</b>		<b>(株)ウォーキングDAY</b> 代表取締役 <b>高野 鏡美</b>
	<b>(株)ANSeeN (アンシーン)</b> 代表取締役 <b>小池 昭史</b>		<b>(有)静岡アカデミックリサーチ</b> 代表取締役 <b>山本 裕一郎</b>
	<b>浜松カーボニクス(株)</b> 代表取締役 <b>井上 翼</b>		<b>プレサイズゲージ(株)</b> 代表取締役 <b>小石 結</b>
	<b>(株)静岡アグリビジネス研究所</b> 代表取締役 <b>糠谷 明</b>	<b>イノベーション社会連携推進機構 053-478-1702</b>	

図8. 静岡大学発ベンチャー企業(2019年3月現在)

● 知的財産管理室

本学は2002年12月に学内措置で知的財産本部を設置し(文部科学省の知的財産本部整備事業の採択前)、前身のイノベーション共同研究センターの一部門としてスタートした。その後、組織体制の変遷とともに2013年10月に知的財産管理室として以下の活動を推進し、静岡大学の産学連携推進に寄与している。

- (1) 本学の知的財産(研究成果物及び著作物等を含む。)の保護及び管理
- (2) 学内特許データベースの構築及び管理
- (3) 知的財産関連契約の支援

図9にそれらの成果として発明届・特許出願件数の年次推移を、図10に特許等実施料収入の年次推移を示す。

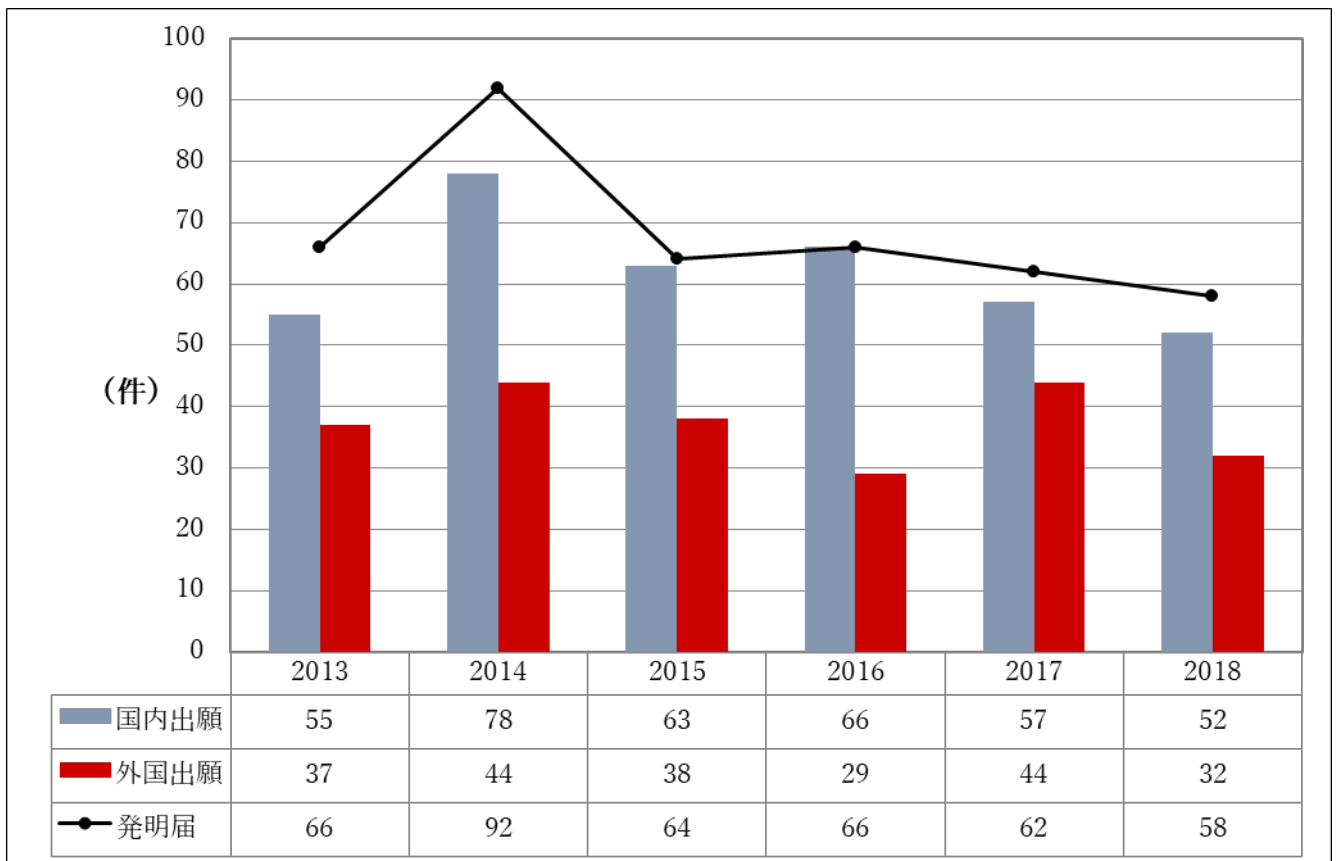


図9. 発明届・特許出願件数の年次推移

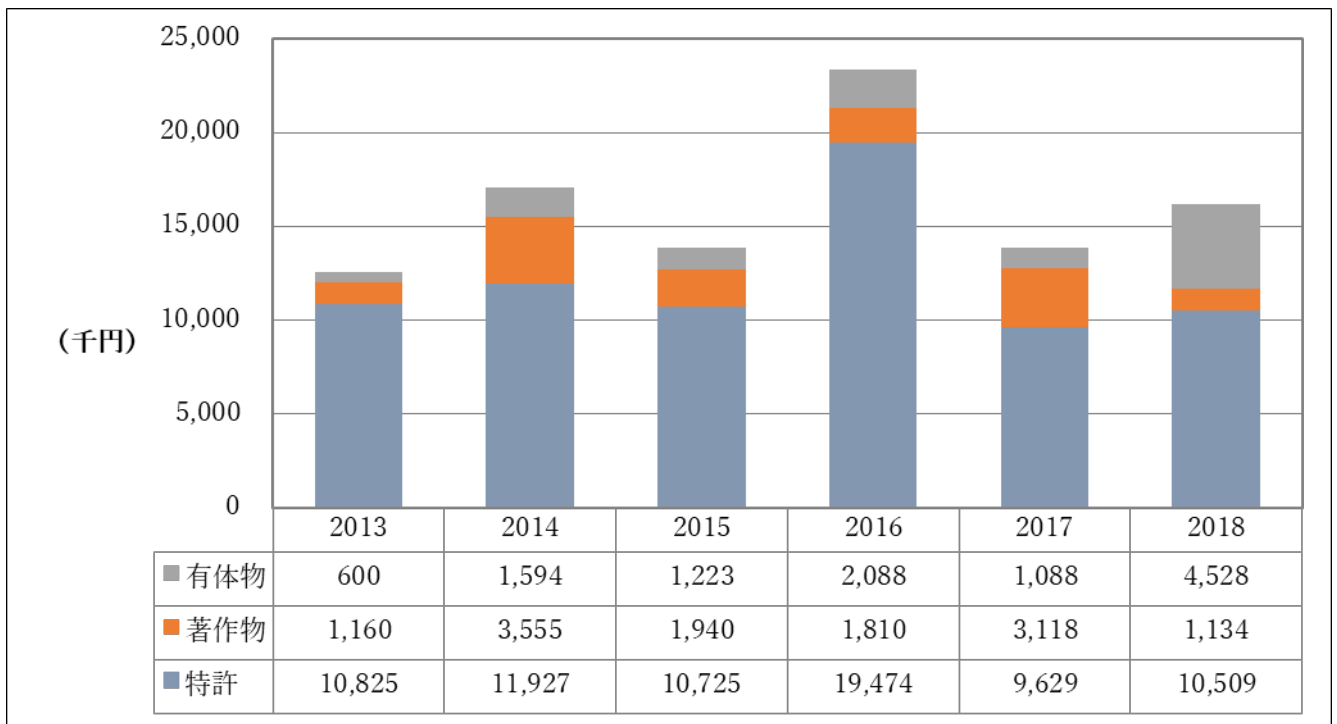


図10. 特許等実施料収入の年次推移

● 産学連携広報室

2013年10月の組織改組の際に社会連携相談室が設置され、2018年4月の名称変更により産学連携広報室となった。産学連携広報室ではイノベーション社会連携推進機構の産学連携活動について、機構ウェブサイトを通じて学内や地域企業への情報提供を行い、大学広報室と連携しながら、産学連携を推進するために積極的な広報活動を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

【観点に係る状況】で示した通り、より地域に立脚した産業振興による地域貢献と地域のエコシステム形成による地方創生を推進するための活動を通して共同研究・受託研究の促進や大学発ベンチャーの創出・育成・経営支援並びに学術・技術指導、技術相談さらに研究から生み出された知的財産の適切な保護、管理運営により特許料実施収入も高い水準を保ってきており、活発な活動とその成果が上がっていると認められる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

共同研究件数は、年間200件前後で推移しており、共同研究費については増加の傾向に見られる。受託研究の件数は減少傾向にあるが、受託研究費は安定的に推移している。発明届、特許出願件数も安定的に推移しており、結果として高い水準の特許料実施収入に繋がっている。

【改善を要する点】

現在、イノベーション社会連携推進機構では交流会などの催事を数多く開催しており、その成果も確実に得られている。特に、近年では、県内にて地域企業との面談機会を増やすべく、定期的に大学研究成果を紹介する場を設定している事により、来場される企業も新規参加が増えてきている。これら機構コーディネータによる支援実績として、共同研究費などの外部資金獲得に繋がっている。共同研究費の単価でみた場合、全国的には平均的水準であるが、今後は単価の引き上げと大型の共同研究契約の増加を目論み、新たに発足した共同研究講座・部門制度を充実させていく必要がある。

機構コーディネータによる人的あるいは財務的な制限により、各コーディネータへの負担が大きい。成果に基づき

催事を合理化して開催するのは当然であるが、大学本部による理解と支援が今後一層重要である。

大学発ベンチャー企業については現在までインキュベーション施設がある浜松キャンパスの実績が多い。静岡キャンパスにおいても、農学部を中心に起業意欲の高い教員もおり、静岡キャンパスの研究シーズによる大学発ベンチャー起業支援体制整備が必要である。



## 基準5 施設・設備・学生支援

[5-1] 目的に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。また、学生のニーズへの対応がされていること。

### (1) 観点ごとの分析

観点5-1-① 目的の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面についてそれぞれ配慮されているか。

#### 【観点到に係る状況】

本学における産学官連携活動は、浜松キャンパスはイノベーション社会連携推進機構において、静岡キャンパスは事務局別館に静岡オフィスを設置して活動しているところである。イノベーション社会連携推進機構はインキュベーション施設やプロジェクトスペースの実験施設を備え静岡大学発ベンチャー企業や学生および教職員に広く有効に活用されている。一方、静岡オフィスは外来者あるいは学内教職員との面談・協議を行うための事務室及び会議室のオフィス機能が整備され、学生および教職員有効活用されている。

静岡大学では順次、各校舎の耐震化を進めている。イノベーション社会連携推進機構は玄関スロープ及びエレベーターが設置されており、バリアフリー化への配慮が行われている。安全・防犯面については各校舎とも夜間には入館にはカードキーが必要となっており、また各部屋への入室も暗証番号などが必要とされ対策が行われている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

イノベーション社会連携推進機構は、インキュベーション施設やプロジェクトスペースの実験施設を備え、同静岡オフィスは、外来者や教職員・学生との面談や協議等のために出入りも多いことから、施設のバリアフリー化等、利用者側に立った施設・設備の充実に配慮しており、施設設備の有効活用や整備がなされていると判断される。

### (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

イノベーション社会連携推進機構は教職員や学生、その他企業等学外関係者に対しては利用者の立場に立った施設の整備に配慮している。また、プロジェクト研究については大型プロジェクトの優先利用等、競争的差別化による施設の利活用が図られるように整備し、インキュベーションの施設利用とともに教職員に周知している。

イノベーション社会連携推進機構の施設及び設備の利活用に関しては、静岡大学社会連携推進機構利用細則等により、プロジェクト研究担当者やインキュベーション施設利用者に周知して利用率の効率化を図っている。

静岡オフィスは、総合研究棟2F を借用していたが、企業研究者など学外者に対してアクセスの良い事務局別館にオフィスを移動して外部からの相談などに対応している。

#### 【改善を要する点】

### (3) 基準5の自己評価の概要

イノベーション社会連携推進機構は教職員や学生、その他企業等学外関係者に対しては利用者の立場に立った施設の整備に配慮しているところであるが、静岡キャンパスにおいて産学連携を推進するためのインキュベーター施設など施設面の更なる充実が望まれる。

## 基準6 内部質保証システム

### (1) 観点ごとの分析

[6-1]活動状況について点検・評価し、その結果に基づいて活動の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

観点 6-1-① 根拠となる資料やデータに基づき、学内及び学外の関係者等への意見聴取結果等を踏まえた上で、自己点検・評価を実施しているか。

#### 【観点到係る状況】

過去 5 年間の活動状況について各部門長、室長以下でデータ、資料を取りまとめ、対外的には学外関係者のニーズなどを汲んだ上で、次年度の活動にフィードバックするなどした自己点検・評価を行っている。

また教員の個人評価に関しては、「静岡大学評価規則第13条」に基づき実施している。また、機構独自に行っている産学連携活動に関わる点検・評価は国立大学の法人化前から継続して行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

共同研究や受託研究等の外部資金の契約実績件数・契約額等の産学連携活動については、国立大学の法人化以前から実施してきたところであるが、組織評価としての自己点検・評価も継続して行っている。また教員の個人評価についても継続的に半期ごとに実施している。

産学連携にかかるイベントを実施する際にはアンケートも行っており、産業界、行政関係者らとのヒヤリングなど意見聴取をしている。これらのデータ、聴取結果を踏まえ、自己点検・評価を実施している。

観点 6-1-② 自己点検・評価の結果について、外部者(本学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。また、自己点検・評価結果及び外部者による検証結果に対し、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

#### 【観点到係る状況】

過去 5 年間の活動状況について外部者による自己点検・評価の検証は実施されている。自己点検・評価結果及び外部者による検証結果に対し、改善のための取組が行われ、改善状況報告書として、本学評価会議議長に提出済みである。特に前回、外部評価委員会より指摘のあった静岡オフィスの機能強化については特任教員の採用と配置および事務局別館にオフィスを移動する事により、人員強化とオフィス環境改善を整備するなど、可能な限り方策を講じている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

前回の自己評価では産業界、行政、学会などからなる有識者による外部評価を実施してきたところである。これら産学連携に関する調査を、産業界、自治体等と連携しながら行い、大学に対するニーズの把握と、適切な形で産学連携活動へ反映させており、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断される。

観点 6-1-③活動の質を保証するとともに、活動の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

#### 【観点到係る状況】

自己点検・評価に加え、外部者による組織評価を実施することで内部質保証を進めてきた。今回の自己評価に加え外部評価によって得られる意見及び助言等を今後の機構の運営に活かしていきたい。これらを総合的に評価し、基準6の内部質保証システムについて、ほぼ目的を達成していると評価する。

具体的には産学連携にかかる公開シンポジウム・セミナー実施時にはアンケート調査・懇談会における意見聴取などを基に、社会連携機構会議および機構運営会議にて、活動の状況の検証と問題点等の改善に努め、活動の質を

高めている。平成 25 年度に外部有識者による組織評価を受けることで、これまでに実施してきた共同研究や受託研究、ベンチャー企業の創出支援及び知的財産の活用成果並びに地域社会との連携についての実績を踏まえ、今後さらに産学連携活動を実施していくための組織や予算並びに運営方法等の総合的な見地で受ける評価結果を基に活動の質の改善・向上を図るための体制を整備し、今後フィードバックさせていく予定である。

#### 【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価に加え、外部者による組織評価を実施することで活動の質を保証するとともに、活動の質の改善・向上を図るための体制を整備しながら、現在、組織評価について準備を進めているところである。それらを分析すると活動の質の改善・向上を図るための取組が行われたことでの体制整備および改善のための具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断される。

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

##### 【優れた点】

アンケート調査をきめ細かく行うとともに、産業界や自治体、他大学、金融機関と連携する事業においては、連携先との意見交換を行いながら、活動の質の改善・向上を図っていることは、優れた点として評価できる。

##### 【改善を要する点】

これまで共同研究や受託研究等の外部資金の獲得、ベンチャー起業支援等の知的財産の創出活動につながる点検は行ってきた実績を踏まえ、今後さらにステークホルダーの生の声、利用する側のニーズの把握に努めるなど、活動の質の向上に努めたいが、活動量に比べ配置人員に限りがあることを踏まえて、点検項目を絞って実効性の高い評価・改善を図る体制整備も必要である。

## 基準7 管理運営

### (1) 観点ごとの分析

[7-1] 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。

観点 7-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

#### 【観点到係る状況】

「静岡大学イノベーション社会連携推進機構規則」第14条において、「機構の事務は、学術情報部産学連携支援課において処理する。」と規定されており、機構と産学連携支援課、は密接な連携の下で業務を遂行している。また、産学連携支援課は特任職員および兼務の専門職員を含めて 10 名が配置され、業務に対し人手が不足している状態が続いている。業務管理運営のための事務職員については、全学的に縮小する事務定員の下で、パート事務職員3名、派遣事務スタッフ 4 名で対応してきた。しかしながら産学連携に伴う作業量は極めて多く、職員の現在の配置規模では十分適切な規模と機能を持っているとは言えない状況である。

なお危機管理については本学では、危機の発生を未然に防止し、発生した場合にその影響を最小限とするための危機管理に関する基本方針として、国立大学法人静岡大学危機管理規則及び静岡大学危機管理ガイドラインを定めており、機構でも危機管理体制の整備作業を進めている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

事務組織としての学術情報部産学連携支援課は、平成31年3月現在、産学連携支援課長1名、副課長1名、係長(産学連携担当)2名1名、係員(知的財産担当)1名となっており、課一丸となって機構と強力な連携の下で密接に協力して予算管理や施設管理を行う体制となっているが、専任教員、特任教員も事務管理を行いながら業務を遂行している状況であり、適切な規模と機能を持っているとは言えない状況である。

また危機管理については本学では、危機の発生を未然に防止し、発生した場合にその影響を最小限とするための危機管理に関する基本方針として、国立大学法人静岡大学危機管理規則及び静岡大学危機管理ガイドラインを定めており、大学運営に重大な影響を与える危機が発生した場合は、学長は同規則第 11 条第 1 項の規定に基づき、静岡大学特定事案対策本部を設置して対処する。また、大学運営に重大な影響を与えない危機と判断された場合は、危機発生事象に対応した委員会等が対処する(例 研究費不正の場合…研究費等不正調査委員会)、以上のことから、危機管理に係る体制は整備されていると判断されるが、今後、機構でも危機管理体制の整備作業を進めているところである。

観点 7-1-② 目的を達成するために、部局の長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

#### 【観点到係る状況】

静岡大学イノベーション社会連携推進機構規則第3条により、機構業務の部門の配置と業務内容を規定しており、そこで機構長の意思決定は各部門長を通じて専任教員や事務・技術職員に伝される等、指揮命令系統が明確にされるとともにより効果的かつスムーズな事業の意思決定が行える体制となっている。また、各種の学内委員会等の全学的あるいは機構内での対応にあたっては産学連携支援課と協力して行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

重要事項の審議においては理事(研究・社会産学連携担当)らにより構成される社会連携機構会議において、また機構の活動・運営等に関しては、機構長、副機構長、機構を主担当とする教員らから構成される運営会議でそれぞれ審議されている。また、機構の部門長・コーディネータより構成されるコーディネータ会議、知的財産管理室での内部会議は月2回程度開催し、業務運営に係る実質的審議を行うなど、適切な組織体制の整備の下、年間の活動方針や事業計画、ある

いは学内外から寄せられた意見や提案等に対して早期に実現・対応できるよう、社会連携機構会議、運営会議を通じて実質的な検討ができる場を設けており、部局の長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっており、部局の長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断される。

[7-2]管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。

観点 7-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員会等の責務と権限が文書として明確に示されているか。

#### 【観点到に係る状況】

「イノベーション社会連携推進機構規則」第12条及び第13条により「機構に社会連携機構会議を置き、次の各号に掲げる事項について審議する。」また、「機構に運営会議を置き、次の各号に掲げる事項について審議する」と明確に規定されており、全学的取り組みとしてビジョンと戦略方針の策定公表を行い、それぞれの役割分担を明確化する方向性を打ち出した。

#### 【分析結果とその根拠理由】

社会連携機構会議においては、教員の任用や再任等の人事に関わること及び規則の改廃並びに組織の改組等の重要事項について審議してきたところである。また、運営会議においては、機構の事業計画や運営等について審議を行ってきたところであり、両会議共に全学委員会としての機能と権限を実行するための十分な審議が尽くされる場となっており、上記規則で示した通り管理運営に関わる委員会等の責務と権限が文書として明確に示されている、と判断される。

7-2-② 適切な意思決定を行うために使用される、目的、計画、活動状況に関するデータや情報が蓄積されているか。

#### 【観点到に係る状況】

イノベーション社会連携推進機構の年度計画や各種会議、催事(研究成果発表会、シンポジウム等)、講習会等の活動状況等のデータは電子データについては平成20年度から、紙媒体としては平成16年度以降蓄積されており、年間報告や評価の実施にあたって必要に応じて構成員がアクセスできる。また、構成員以外の者でも要求があれば秘密情報以外は情報提供できるシステムが構築されている。

また中期計画・年度計画進捗管理システムにより、目的、計画、活動状況に関するデータや情報を蓄積している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

イノベーション社会連携推進機構は、静岡大学イノベーション社会連携推進機構規則第2条により「機構は、静岡大学(以下「本学」という。)における産学連携と地域連携に関わる戦略を全学的、かつ、一体的な観点から確立し、本学の教育研究成果を社会に積極的に還元し社会連携を推進することにより、地域等及び本学の発展に資することを目的とする。」とされている。このことは機構が本学の研究成果や研究シーズ並びに産学官連携活動についてのデータ蓄積とこれら関連データを学内外に対し広く広報することは責務となっており、これらに対応していくためのシステムは構築されていると判断される。

[7-3]教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること。

観点 7-3-① 機関としての大学を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されているか否か。

### 【観点に係る状況】

イノベーション業務や知的財産の業務に必要とされる特有の知識や資格として、知的財産関連業務に係る資格取得講習会、知的財産活用及び特許契約事務等に係る学内外の各種研修会や説明会への参加あるいはイノベーション・ジャパン等の学外における研究成果発表会等への参加により、社会や企業のニーズに加え他大学におけるイノベーション事業方針・活動等の情報収集を通じて実質的な資質の向上を図っている。

### 【分析結果とその根拠理由】

イノベーション事業活動をより活発に行い、より実績あるものとするには、専任教員、コーディネータはいうまでもなく連携・支援協力体制としての事務職員及び技術職員自らの職務能力の向上の重要性に加えて、地域企業や地域社会との関わりを持つことは重要である。また、産学交流会、知識・技術力向上研修会、地域ネットワーク会議や地域コーディネータ連絡会等への積極的参加による企業ニーズの把握及び研究成果の活用についての情報収集や情報交換もまた必要不可欠となっており、人的交流の場を有効に活用していくことが不可欠であるが、【観点に係る状況】で示した通り、大学を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されている、と判断される。

#### (2) 優れた点及び改善を要する点

##### 【優れた点】

組織運営の面で機構長がリーダーシップを発揮し、大学全体の中での位置づけ、方向づけを行っている点は優れている。

##### 【改善を要する点】

機構長を中心とした組織は機動性があり、管理運営においても柔軟であるという点はよいが、産学連携という活動には事務局のサポートが不可欠である。その点では、職員の配置規模や専従のチームあるいは課・係などの設置が課題となるが、機構の目的を達成するために必要な管理運営については、概ね達成していると評価される。

産学連携に伴う作業量は極めて多く、またその多くは大学内の他の業務と性格を異にするため、職員の配置規模の拡大や専従のチームあるいは課・係などの設置が課題となると考えられる。

## 【基準8】情報等の公表

### (1) 観点ごとの分析

[8-1]活動情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

観点 8-1-① 組織の目的が、広く社会に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

### 【観点到に係る状況】

機構の組織の目的はホームページおよびパンフレットの形で提供され、広く社会に公表されるとともに、教職員及び学生に周知されている。

参考ホームページ

<http://www.oisc.shizuoka.ac.jp/>

### 【分析結果とその根拠理由】

静岡大学の産学官連携の中心的拠点となるイノベーション社会連携推進機構は、静岡大学イノベーション社会連携推進機構規則第2条において、「本学の教育研究成果を社会に積極的に還元し社会連携を推進することにより、地域等及び本学の発展に資することを目的とする。」と規定され、機構長を最高責任者として1部門、2室が設置されている。これらの活動に対しては静岡大学産学官連携ポリシー及びガイドラインの精神を尊重し、機構の活動及び運営の重要事項に関して静岡大学共同施設管理委員会において審議し、日常的業務の運営に関しては社会連携機構会議において審議し、それぞれの審議結果は全学の教職員に通知されている。

次に、社会および学生に対しては上に示した本学の Web 上において事業活動や研究成果や特許技術の製品化等について公開している。また、管理及び運営に関する重要事項に関しては、理事(研究・情報担当)・副学長を議長とする運営会議において審議し、関連する事項については各学部長あるいは各学部の学務係等を通じて電子メールや印刷物等により連絡周知しており、組織の目的が、広く社会に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されていると判断される。

観点8-1-② 活動の状況や成果等について、広く社会に公開されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

### 【観点到に係る状況】

本学の産学官連携活動については、地域企業や地域社会の発展に貢献することを目的として、定期的開催される新技術説明会及び研究成果発表会等を通じて本学の産学連携研究シーズや未公開の研究成果の発信を含め、新規事業や新規サービスを地域社会・企業に対して逐次 Web 上で公表している。また、社会や企業における本学研究成果の活用及びセンター活動の理解を得るために、次の広報誌や事業を行っている。

参考ホームページ

[http://www.oisc.shizuoka.ac.jp/information/research\\_seeds/](http://www.oisc.shizuoka.ac.jp/information/research_seeds/)

本学の産学官連携活動に対する基本方針として静岡大学産学官連携ポリシーやガイドライン及びコンプライアンスにのっとりまた、国立大学法人静岡大学利益相反ポリシー並びに静岡大学における研究者の行動規範を Web 上で学内外に公表している。

参考情報広報誌等

しずだい産学連携メールマガジン

全学 Web

### 【分析結果とその根拠理由】

【観点に係る状況】で示した通り、静岡大学の研究シーズ、研究成果、学術情報について、広く社会および学内外に向けて公表を行っており、目標を十分に達成していると判断される。

8-1-③ 自己点検・評価の結果、外部者による検証結果が大学内及び社会に対し広く公開されているか。

### 【観点に係る状況】

自己評価報告書およびそれらに対応した外部評価報告書は静岡大学の組織評価としてホームページに掲載されており、検証結果は大学内及び社会に対し広く公開されているといえる。さらに外部評価報告書に対する改善状況報告書も発信されており、検証結果は大学内及び社会に対し広く公開されているといえる。

参考 自己評価報告書 [https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/hyoka/pdf/self/h24\\_cii.pdf](https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/hyoka/pdf/self/h24_cii.pdf)  
外部評価報告書 [https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/hyoka/pdf/gaibu/h24\\_inn.pdf](https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/hyoka/pdf/gaibu/h24_inn.pdf)  
改善状況報告書 [https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/hyoka/kaizen/18\\_h25\\_inn.pdf](https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/hyoka/kaizen/18_h25_inn.pdf)

また学外における研究成果発表や技術説明会における出席者からのアンケート結果や機構の活動に対して、学外から寄せられる、あるいは教職員・学生から寄せられるニーズや意見等を率直に受け止め検証を行い、機構の活動の改善に反映するなどの対応を行っているところである。

### 【分析結果とその根拠理由】

機構は、本学の産学官連携活動の中核拠点として独自の活動計画の下、各部門の特徴を活かした事業活動と部門運営を行い自己点検による問題点や意見を基に各部門長および室長によって改善している。また、学内外から寄せられた意見や要望を検証し、改善された事業活動については、機構メールマガジンや本学 Web を通じて教職員や学生を含め学内外に広報しており、外部者による検証結果が大学内及び社会に対し広く公開されていると判断される。

(2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

平成16年度の国立大学法人化に伴い社会連携が大学の第三の使命として位置付けられたことから、各国立大学法人は従前にも増して社会連携や産学官連携活動を活発に行い、その成果を社会に公表する事が求められてきている。こうした背景の中、機構は本学の産学官連携活動の中核拠点として共同研究、受託研究、受託事業等の契約件数・契約額に加えて様々な産学連携推進活動を通して、静岡大学の競争的外部資金の獲得に大きな貢献を果たし、その成果を広く社会に公表するとともに、構成員(教職員及び学生)に周知してきた。

### 【改善を要する点】

社会へ広く発信する手法が、紙媒体からインターネットへ移行しつつある中で、全学的な見地からすれば産学官連携活動情報を発信するにあたっての組織体制が、本機構が行おうとすべき迅速な対応かつ満足される支援体制による産学官連携活動情報を発信するには不十分ではないかとの指摘が一部にある。学内における人件費削減計が進む中で他の学内共同施設等とバランスをとりながらまた、産学官連携の将来的な展望や展開とともに地域社会の要望をも考慮しつつ、外部専門スタッフの採用等による少人数精鋭体制での業務効率化の推進を図る、また外部スタッフの雇い止めなど雇用上の問題も抱えており、費用対効果の観点からも人件費の削減にさらに取り組むなど等、再検討の余地がある。また英語版など外国語の Web ページの整備など、国際的な広報体制の整備が遅れている。



## 【基準9】 地域貢献活動の状況

### (1) 観点ごとの分析

[9-1] 大学・学部等の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 9-1-① 大学・学部等の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画等が適切に公表・周知されているか。

### 【観点到に係る状況】

前身の静岡大学地域共同研究センターの設置目的が地域社会の科学技術の発展と産業の振興に寄与するとともに、大学における教育研究活動の活力付与と相互発展であることを踏まえ、従来にも増して静岡大学における産学官連携の中核拠点として、地域社会への貢献及び地域企業との共同研究や学术交流を継続して行っており、社会連携機構会議、運営会議で機構の使命である、より地域に立脚した産業振興による地域貢献と地域のエコシステム形成による地方創生を推進するための活動を達成するためにふさわしい計画や具体的方針を定めている。なお、イノベーション社会連携推進機構の活動拠点は静岡および浜松の2キャンパスを取り巻く立地条件及び地域産業との関わり、地域の特性を活かして、産学連携の総合窓口としての機構を浜松キャンパスに、静岡オフィスは静岡キャンパスに設置して静岡県西部から中部・東部地域に密着した産学連携活動を行っている。地域との学术交流や産学官連携活動に対する目的はイノベーション社会連携推進機構規則 第2条に明確に定められており、静岡大学ホームページ規則集で適切に公表・周知している。

「第2条 機構は、静岡大学(以下「本学」という。)における産学連携と地域連携に関わる戦略を全学的、かつ、一体的な観点から確立し、本学の教育研究成果を社会に積極的に還元し社会連携を推進することにより、地域等及び本学の発展に資することを目的とする。」

### 【分析結果とその根拠理由】

機構では静岡大学における産学官連携の中核拠点として、地域貢献活動、具体的には地域企業との共同研究や連携講座や技術相談、学術・技術指導といった学术交流を継続して適切に行っており、成果を上げており、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていると判断される。なお、具体的成果については【基準4】「活動の状況と成果」で示したので、本項では割愛する。

観点 9-1-② 計画等に基づいた活動が適切に実施されているか。

### 【観点到に係る状況】

表4に示す地域貢献に資する情報広報事業を中心に各種の情報発信を伴う産学連携イベントを定期的に主催しており、年度ごとの計画に従い、適切に実施されている。

表4 地域貢献に資する情報広報事業

事業名	実施回数
共同研究希望テーマ説明会、	年1回
オプトロニクス浜松フォーラム	年1回
メディカルイノベーションフォーラム	年1回
研究協力会研究テーマ説明会	年2回
ビジネスマッチングフェア	年1回

### 【分析結果とその根拠理由】

表4以外の事業も含め、地域企業との共同研究や連携講座や技術相談、学術・技術指導など様々な形での

産学連携にかかる地域貢献事業を継続して適切に実施しており、それらの相談、指導、共同研究の件数(【基準4】「活動の状況と成果」で示した)は全国的に見ても高い水準であり、優れた地域貢献がなされていると判断される。

観点 9-1-③ 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

**【観点到に係る状況】**

産学連携にかかるイベントを実施する際にはアンケートも行っており、産業界、行政関係者らとのヒヤリングなど意見聴取をしており、活動の成果をはかるための参考としている。

**【分析結果とその根拠理由】**

上記アンケート結果やヒヤリング結果を踏まえ、自己点検・評価を実施しているところであるが、参加者からのアンケート結果およびヒヤリング結果より、参加者の満足度は高い評価が得られている。これらから産学連携活動の有する目的や計画は達成できたものと判断される。

観点 9-1-④ 改善のための取組が行われているか。

**【観点到に係る状況】**

機構では静岡大学における産学官連携の中核拠点として、地域企業との共同研究や連携講座や技術相談、学術・技術指導といった地域貢献活動を継続して適切に行っているところであるが、それらの改善点については、社会連携機構会議、運営会議で地域連携の観点から目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針を議論し、翌年度以降の計画や方針にフィードバックしている。

**【分析結果とその根拠理由】**

地域貢献活動に限るものではないが、機構ではその目的に資する活動を行った後、それらが適切に機能しているかの観点から社会連携機構会議、運営会議でそれらの改善点について目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針を議論し、翌年度以降の計画や方針にフィードバックしており、改善のための取組はなされているものと判断される。

(2) 優れた点及び改善を要する点

**【優れた点】**

現在、イノベーション社会連携推進機構では交流会などの地域企業に大学の産学官連携シーズを提供する機会を数多く開催しており、地域貢献活動を充実させてきている。特に、近年では、県内及び近隣県にて地域企業との面談機会を増やすべく、定期的に大学研究成果を紹介する場を設定している事により、来場される企業も新規参加が増えてきている。

**【改善を要する点】**

これらは機構所属のコーディネータによるもの大きいですが、イベント開催に対して、人的あるいは財務的な制限により、各コーディネータへの負担が大きいため、マンパワーの適切な配分が必要であり、成果に基づき催事を合理化して開催するのは当然であるが、大学本部による理解と支援が今後一層重要である。また研究分野にもよるが、地域貢献、産学連携にかかる活動に理解の高い教員と、そうでない教員とで、活動に温度差があり、今後、さらに地域貢献活動を推進するために学内における活動の理解を高める必要がある。

## 【基準10】国際化の状況

[10-1]機構の目的に照らして、産学連携の国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 10-1-① 機構の産学連携の国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画等が広く公表されているか。

### 【観点到に係る状況】

機構は海外企業等からの受託研究・共同研究の受け入れ、および本学の知的財産を外国における活用促進（国際特許出願など）を通じて国際的な産学連携活動を強化することにより、本学の教育・研究を国際的に活性化させるため、機構規則第4条に業務内容を定め、本学ホームページなどを通して広く周知している。

### 【分析結果とその根拠理由】

機構では静岡大学における産学官連携の中核拠点として国際的な産学連携活動を推進する中で、それらを達成するための目的や計画を定めている。さらに社会連携機構会議、運営会議で目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針を定めており、本学の教育・研究を国際的に活性化させるための目的、計画等の周知について達成されていると判断される。

観点 10-1-② 計画等に基づいた活動が適切に実施されているか。

### 【観点到に係る状況】

産学連携にかかる国際化に向けた活動

#### 1) 大学技術国際標準化(規格化)への取組

近年、企業間で推進されているオープンイノベーション戦略、および我が国における開発技術の国際競争力強化の一環として、国際標準規格化への推進が成されている。大学技術の出口戦略のひとつとして、当該研究成果が広範囲な製品分野に必要とされる技術であり、且つ、国際市場において技術規格の統一が必要とされる市場ニーズが認められる技術についての国際標準化を推進している。経済産業省の工業標準化推進事業委託費(戦略的国際標準化加速事業:政府戦略分野に係る国際標準化活動)の支援を2013年から2018年まで(2019年度は申請中)受けている。事業課題は「次世代高忠実色再現画像システム向けのLED電子色票に関する国際標準化」であり、表5に外部資金として工業標準化推進事業委託費の契約実績額を示す。

表5 国際標準化に向けた経済産業省の工業標準化推進事業委託費

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018
委託費(円)	3,000,000	6,470,000	3,000,000	4,983,963	4,499,780	4,000,000

「次世代高忠実色再現画像システム標準化準備委員会」事務局は当機構内に置くが、審議している組織は、ISO/TC42/WG18(Graphic technology and photography -Colour characterization of digital still cameras-)および関連のJWG20であり、下記に示す状況であり、産学連携にかかる国際化取組の優れた活動例である。

#### 1. ISO/TS17321-4 Programmable light emission system

LED 電子色票として、提案しているハードウェア部分が2016年6月にTSとして成立(TS:Technical specification IS: International standard)

#### 2. ISO/TR17321-5(仮) Highly saturated colour target

電子色票の具体的な高彩度色の定義をしている内容であり、2019年度成立を目指して審議中(TR: Technical records)

#### 3. TS17321-4のIS化へ向けた審議開始 (2018年度開始)

国際標準の会議では、議題として取り上げるかどうかについて採決があり、採択されないと議題にならない。

2) JST外国特許出願支援制度への申請

外国出願については、静岡大学職務発明規則第11条に則り、優先日から6か月以内にJST外国特許出願支援制度に申請し、原則、採択を受けた案件のみ外国出願を行っている。JST外国特許出願支援制度は出願の段階により2回申請する必要があるが、また、PCT国際出願及び指定国移行期限と時期が異なっていることから、知的財産本部における期限管理体制を強化した。JSTへ提出する申請書類は、外国出願の機会を確実に得るよう、知財コーディネータと教員が連携して作成にあたった。教員に対してJST特許調査員によるヒヤリングが行われる際には、知財コーディネータが必ず同席し、発明概要の説明補助や今後の知財戦略及び技術移転計画について説明を行った(図11参照)。

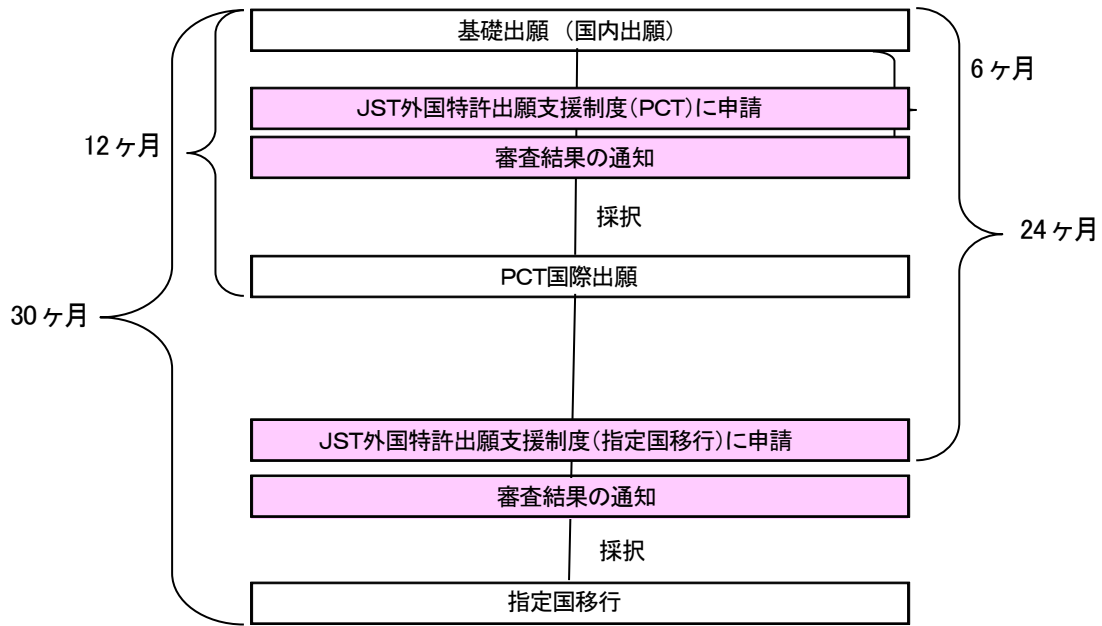


図11. 静岡大学における外国出願のながれ

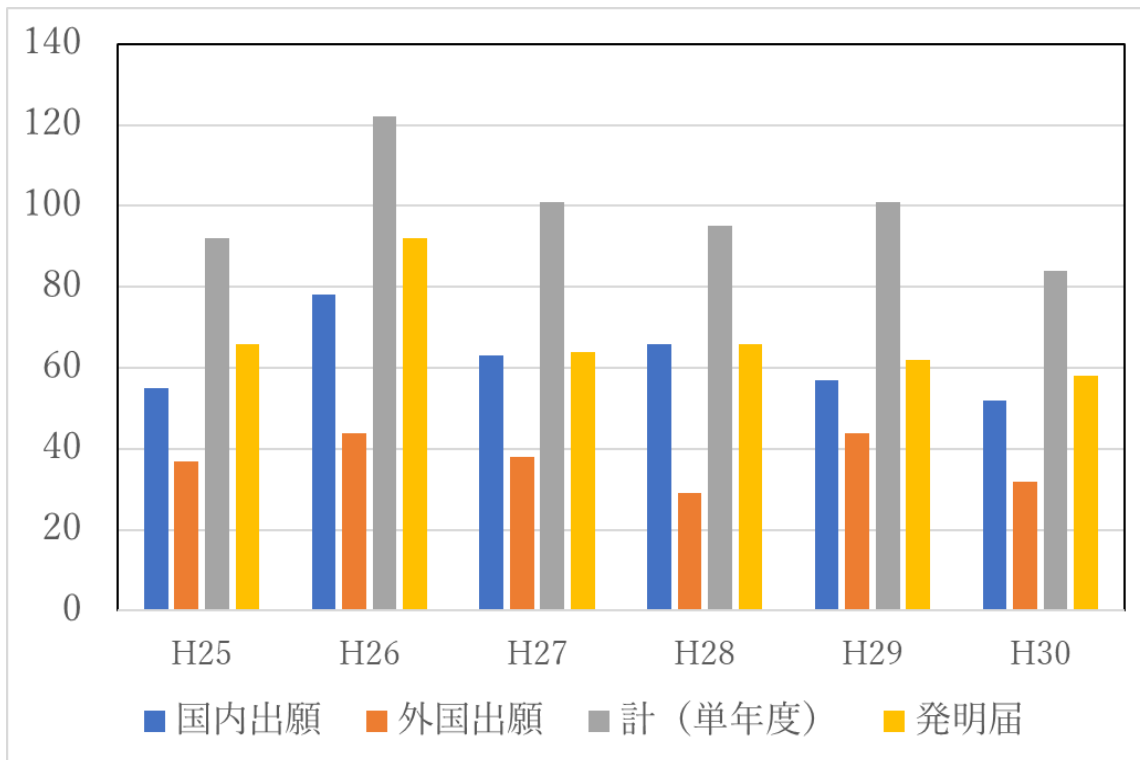


図12. 静岡大学の特許出願数推移(H25~30年度)

JST外国特許出願支援制度への申請件数は増加傾向であり、海外での実用化展開を想定し、本学の発明において外国出願を希望する案件が増えていることが分かる。採択率は60%以上となっており、JST外国特許出願支援制度の全国平均採択率を上回っていることから、知財コーディネータと教員が連携して申請・ヒヤリング対応を行う本学の支援体制は有効に機能していると言える。本学におけるJST外国特許出願支援制度による支援について、本自己評価期間中の国内出願および外国出願数の推移を図12に示す。これから特許外国出願数は毎年40件程度で推移しており、産学連携にかかる国際化取組の優れた活動例といえる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

【観点に係る状況】で示した通り機構では、静岡大学における産学官連携の中核拠点として国際的な産学連携活動を推進しており、社会連携機構会議、運営会議で策定した国際化に向けた産学連携活動を計画に基づいて適切に実施していると判断される。

観点 10-1-③ 産学連携の実績等から判断して、活動の成果が上がっているか。

#### 【観点に係る状況】

国際的な産学連携活動の成果は観点10-1-②で示した通りであるが、国際的な共同研究や学術・技術指導さらには大学技術国際標準化(規格化)への取組や外国特許出願など国際的な産学連携活動の実績が得られており、活動の成果が上がっている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

5か年にわたる大学技術国際標準化(規格化)への取組や外国特許出願件数の推移といった国際的な産学連携活動の実績より判断して、国際的な産学連携活動の成果が着実に上がっているものと判断される。

観点 10-1-④ 改善のための取組が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

機構では静岡大学における産学官連携の中核拠点として、国際的な産学連携活動を継続して適切に行っているところであるが、それらの改善点については、社会連携機構会議、運営会議で国際的な産学連携活動の観点から目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針を審議し、翌年度以降の計画や方針にフィードバックしている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

国際的な産学連携活動について機構では各部門長、室長以下、その目的に資する活動を行っているが、その後、それらが適切に機能しているかの観点から社会連携機構会議、運営会議でそれらの改善点について目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針を議論し、翌年度以降の計画や方針にフィードバックしており、改善のための取組はなされているものと判断される。

(2)優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

イノベーション社会連携推進機構では静岡大学における産学官連携の中核拠点として、国際的な産学連携活動を幅広く展開しており、国際的な産学連携活動を充実させてきている。

#### 【改善を要する点】

近年、産学連携活動が活発になるにつれて、その活動範囲は地域におけるものから、日本国内、さらには全世

界からの共同研究や国際特許出願など多岐に渡ってきているが、これらは機構所属のコーディネータによるものが大きく、現在の配置では必ずしも最適なリソースがあるとは言えず、人的あるいは財務的な制限により、各コーディネータへの負担が大きいため、マンパワーの適切な配分が必要であり、大学本部による理解と支援が今後一層重要である。